

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 管財課

不利益処分の内容	行政財産の使用許可の取消し	
根拠法令等及び条項	地方自治法第238条の4	
処分基準	根拠条項	地方自治法第238条の4
	参考事項	
	設定等年月日	昭和22年 4月17日設定 平成18年 6月 7日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>地方自治法抜粋 （行政財産の管理及び処分）</p> <p>第238条の4 略</p> <p>9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>	